

なぜ推論主義をとるべきなのか

白川晋太郎

序

「言葉の意味はそれが推論で果たす役割によって規定される」というブランドムの推論主義 (inferentialism) は、伝統的かつ標準的な表象主義的な意味理論——言葉はそれが表象する対象や事実から意味を獲得する——に對抗する野心的な立場である。

推論主義は少なくとも一見したところではそれほど直感的ではないことに加え、表象主義的な意味理論の方ではすでに多くの成果が出ていることを考えると、あえていま推論主義などという立場を考慮しなければならないことには、それなりに強い理由づけや動機づけを期待したくなる。だがしばしば指摘されるように、ブランドムがそれらについて明確に述べている箇所を見つけるのは難しい⁽¹⁾。推論主義が提唱される『明示化 (*Making It Explicit*)』では題名のとおり実践に内在する規範を明示化することの重要性が説かれているのであるが、不思議なことに推論主義をとるべき明確な理由については暗黙のままなのである。

本稿の目的は推論主義をとるべき理由あるいは動機を明らかにすることであるが、そのためにブランドムが推論主義について直接的に語っている部分はもちろん彼が採用している諸立場と推論主義との関係も検討する。以下の作業の中心になるのは、ブランドムの理論の批判的検討というよりは、むしろその理論の胆となる部分、よってそのプロジェクトの是非を検討する上で重要になるポイントを明らかにすることで、有意義な批判的検討を可能にする下地をつくることである。ここで結論を先取りしてしまえば、少なくともブランドムの記述には推論主義をとるべき理由を読み取ることはできない。そこには理論的な興味・野心に由来する動機があるのみである。

そのことを次のような流れで示そう。まずブランドムが提唱する推論主義がどのような立場なのかを確認した上で (1 節)、ブランドムが直接的に推論主義を動機づけている箇所を検討するが、実際には強い理由が与えられているわけではないことをみる (2 節)。そこで、「反表象主義」、「合理主義」、「言語的プラグマティズム」という諸立場と推論主義の関係を考え、後の二つの立場から推論主義が導かれることを確認する (3～5 節)。推論主義をとるべき理由はこれら二つの立場のそれに還元されることになるので、その二つの立場をとるべき理由を検討する (6 節)。ところが「言語的プラグマティズム」をとるべき明確

な根拠はなく、それは理論的な興味・野心によって動機づけられているに過ぎないがゆえに、推論主義も結局はそうした興味・野心にもとづくものであることが明らかになる。その上でブランドムのプロジェクトの成否を判断する際のポイントをまとめよう（結論）。

1. ブランドムの推論主義

ブランドムが提唱する推論主義とはどのような立場なのか。言語理論は大きく統語論と意味論と語用論の三つにわけられるが、推論主義は意味論における立場であって、推論概念を出発点に意味論を構築していこうという立場である（他方、表象主義とは真理や指示といった表象的概念を意味論構築の出発点にしようとする立場である）。推論主義のなかにも三つの区別がある（MIE 131-2）⁽²⁾。

（1）**弱い推論主義**：推論的分節化（＝推論における役割を明確にすること）が意味の規定に必要であるという立場。

（2）**強い推論主義**：広い意味（概念適用がなされる非推論的な状況や帰結をも推論関係に含む⁽³⁾）での推論的分節化が、意味の規定に（必要のみならず）十分であるという立場。

（3）**超推論主義**：狭い意味（概念的内容のあいだにのみ推論関係を認める）での推論的分節化が意味の規定に（必要のみならず）十分であるとする立場。

ブランドムが支持するのは強い推論主義である。弱い推論主義は表象主義とも両立しうるし、超推論主義では数学や論理学の語彙はともかく経験的語彙の意味を説明できないと考えるからである。ある言明が意味をもつためにはそれが推論関係の中に位置づけられていれば十分であって、世界との表象関係はまったく必要ないという立場が提唱されるのである。ではこの野心的な立場はどのような過程を経て出てきたものなのか（以下では特に断らない限り「強い推論主義」を「推論主義」と表現する）。

2. ブランドムの公式見解

推論主義が提唱される『明示化』と『理由の分節化（*Articulating Reasons*）』のなかで「推論主義的な意味論の順序を動機づけ推奨するために集められた考察」（MIE 132）が含まれ、「意味論的な説明の順序として、指示よりも推論を優先することが提案され動機づけられ」（AR 邦訳 3 頁）ているといわれている箇所を検討しよう（MIE chap. 2; AR chap.1）。そこではさまざまな哲学者の推論主義的な主張が取り上げられている。

2.1 「偉大」な哲学者たちの推論主義的主張

たとえばカントはそれ以前の伝統では命題の中の項が最小単位とみなされていたにもかかわらず、認知の基本的単位として最小なものを「判断」とみなし、意味論上の最小単位も命題であるとした (MIE 79)。そしてその考えは前期フレーゲや後期ウィトゲンシュタインにも引き継がれた (MIE 80-82)。

またフレーゲの『概念記法』には次のような記述がある (MIE 95-96; AR 邦訳 68 頁)。

二つの判断の内容が異なりうるそのありかたは二通りある。いくつかの他の推論と組み合わせられたときに、第一の判断から引き出しうる推論のすべてがつねに同じ他の推論と組み合わせられたときに二番目の判断からも引き出しうる場合とそうでない場合である。「ギリシア軍がペルシア軍をプラタイアイで打ち負かした」と「ペルシア軍はギリシア軍にプラタイアイで打ち負かされた」は最初の仕方で異なる。それらの意味は、わずかの相違が気づかれうるとしても、ほとんど一致している。ここで双方において同一であるような内容の部分を概念的内容と呼ぶことにしよう。われわれの記号言語〔概念記法〕にとって重要なのは、この概念内容のみである。(Frege, 1879, § 3)

この発言には「二つの主張が同じ概念的内容を持つのは、それらが同じ推論的な役割を持つ——すなわち、推論に含まれる一方の主張を他の主張に置き換えることで、よい推論が悪い推論に変わることは決してない——ときでありそのときに限る」という推論主義的発想を読み込むことができる (MIE 96; AR 邦訳 68-69 頁)。

ゲンツェンは論理結合子の推論的役割を結合子の導入規則 (= 結合子の使用に対する推論的な十分条件) と除去規則 (= 結合子の使用の推論的な必然的帰結) によって規定したが、ダメットはこのモデルが論理結合子のみならず、文、述語、一般名、単称名辞にも一般化されると考えた。たとえば、文全体によって表現される命題内容に対して、導入規則に対応するものはそれを主張するための十分条件の集合であり、除去規則に対応するものはそれを主張することの必然的な帰結の集合である。したがって、「ある言明の使用法を習得するということは、二つのことを習得することである。ひとつはその主張が正当化される条件であり、もうひとつは […] それを受け入れることの帰結である」(Dummett, 1973, p. 453)。命題的内容の理解とは、推論的に分節化された実践的な行為を習得すること、つまり、概念の適切な適用状況に対してさまざまな仕方で応答し、概念適用の適切な推論的帰結を識別することに習熟することなのである (MIE 116-120; AR 邦訳 85-87)。これもまさに推論主義的な主張である。

ブランダムはこのように哲学者たちの発言に推論主義的なアイデアを読み込んでいく。たしかにそうすることで推論主義もそれほど突飛な立場ではないことをわれわれに知らしめることができ、その意味で推論主義が多少とも動機づけられているといえないこともない。しかし推論主義と親和的な「偉人」たちの発言を並べただけでは、推論主義をとるべき十分な理由を提示しているとはいえないだろう。もっと直接的に推論主義を擁護する議論が欲しいところである。

2.2 セラーズの『経験論と心の哲学』

その意味ではセラーズへの言及が参考になると思われる。ブランダムの特徴は先人達のさまざまな思想を縦横無尽に取り込むところにあるが、直接的かつ強い影響をセラーズから受け継いでおり、とりわけ「理由を与え求める推論的ゲーム」の重要性をセラーズから学んだと述べている (MIE 89)。

ブランダムにとってセラーズの『経験論と心の哲学 (*Empiricism and the Philosophy of Mind*)』から学ぶうのもっとも重要な教訓のひとつは、(観察報告のような) 非推論的な報告でさえ「推論的に分節化されていなければならない」という要請である。その要請がなければ、人間の「これは赤い」や「60℃です」といった報告と、オウムや温度計の「コレハアカイ」「ロクジュウドデス」という鳴き声や音声が区別できなくなるからである。人間とオウムや温度計の応答には直感的に区別があるように思えるが、どちらも特定の刺激に対して信頼可能な仕方で反応するという傾向性は共有しているから、両者を区別するひとつの基準は、(たんなる信頼可能な傾向性による応答ではなく) 概念的であるといえるような応答になっているか否かという点に求めることができよう。そしてセラーズの主張の核心は、「概念とは本質的に推論的に分節化されているもの」であり、ある応答が概念的な内容をもつのは、その応答が理由を与え求める推論的なゲームにおいて役割を果たすときであるというものである (MIE 89; AR 邦訳 64-5 頁)。

概念内容とは意味内容のことだと考えられるので、セラーズは言葉が意味をもつためにその言葉は推論関係の中に位置づけられなければならないと言っていることになる。しかしながらこれは弱い推論主義の要請に留まっていることに注意しよう。ある言語表現が意味内容 (概念内容) をもつためには、その表現が推論関係の中に位置づけられる必要があるといわれているのであって、言語表現が推論関係の中に位置づけられれば (それだけで) 意味内容 (概念内容) を有することになるとはいわれていない (推論への位置づけ以外に他の要素が必要となる可能性が残っている)。それゆえセラーズのこの要請を受け入れたとしても強い推論主義をとるべきだということにはならない。

2.3 セラーズの「推論と意味」

他にもセラーズから何かヒントが得られないだろうか。「推論主義的な意味論の説明の順序を動機づけ推奨するために集められた考えは実質的に正しい推論という概念に訴えている」(MIE 132-3) というブランダム発言に注目してみよう。「実質的推論 (material inference)」とは、その前提と帰結に含まれる内容が推論の適切性を決定する推論のことである（「東京は京都の東にある、よって、京都は東京の西にある」や「これはリンゴだ、よって、これは果物だ」など）。

セラーズが実質的推論の重要性を力説した論文「推論と意味 (Inference and Meaning)」をみると、「実質的規則が意味にとって本質的」(IM 7) であるとか、「実質的な変形規則 [=実質的推論規則] がある言語表現の記述的な意味を規定する」(IM 25) という、まさに強い推論主義的主張がなされている⁽⁴⁾（記述の意味とは「赤」や「丸い」といった非論理的語彙の意味のことである）。セラーズのこの論文のなかに推論主義を動機づける議論が期待できそうだ。

この論文の主要な論点は次の三つであり、それらが組み合わさって先の強い推論主義的結論が導かれている (IM 25)。

- (1) 実質的推論は形式的推論に還元されえない
- (2) 実質的推論はわれわれの実践に必要不可欠である
- (3) 記述的語彙の意味は意味論的規則のみでは与えられない

(1) **実質的推論は形式的推論に還元されえない**：形式的推論とは、（実質的推論とは違って）その論理的な形式のみによって妥当性が決定されるような推論のことである。演繹が典型だが、それは前提や帰結に含まれる内容を参照することなしに、推論に含まれる「かつ」や「ならば」といった論理的語彙の規則のみによって妥当性が決定される。

実質的推論の独自性を認めない者（形式主義者と呼ぼう）は、実質的推論は省略的三段論法 (enthymeme) に過ぎないとして実質的推論の適切性は演繹推論の妥当性に還元できると考える。「これはリンゴだ、よって、これは果物だ」という推論を例に考えてみると、実質的推論を認める者は次の推論をそれ自体で適切であるとみなす。

- 前提 1：これはリンゴだ
∴ 結論：これは果物だ

つまり「リンゴ」という概念からは直接的に「果物」という概念が導かれると考える。ところが形式主義者によれば、これは省略的三段論法に過ぎず、「リンゴは果物だ」という隠された前提を明示化すれば次のような演繹推論になる。

前提 1 : これはリンゴだ
前提 2 : リンゴは果物だ
∴ 結論 : これは果物だ

形式主義者に対してセラーズは次のように応える。ここで推論のギャップを埋めるために導入された前提 2 は一般的な言明だということに注目しよう。「リンゴは果物だ」という一般的な言明は、「任意のものについて、もしそれがリンゴならば、それは果物である ($\forall x (Ax \rightarrow Fx)$)」という仮定的条件文として理解できる。しかしこれは結局のところ「あるものがリンゴだ (Ax)」ということから「それは果物だ (Fx)」を導いてよいということを意味しており、ある概念から何ら媒介的な操作なしに他の概念を直接的に導く実質的な推論を認めていることにほかならない。実質的推論を形式化しようとして隠された前提を補ったとしても、その前提自体が実質的推論になっているので、実質的推論を形式的推論に還元することはできないのである⁽⁵⁾。

(2) 実質的推論はわれわれの生活に必要不可欠である : 仮定的条件文は形式的推論に還元されえず実質的推論として理解されるのだが、この仮定的条件文はわれわれの生活のいたるところで重要な役割を果たしている。「もしこの銅を 1085℃まで熱したら、それは溶けるであろう」、「もしこのチョークをはなしていたなら、それは落ちていたであろう」など。

科学的実践はもとより日常生活でもわれわれは自然や社会の一般的な法則に依拠して無数の判断や予測を行っているが、それはまさに無数の仮定的条件文を用いているということである。既存の言語体系から仮定的条件文を取り除いてみるなら、何であれ法則にもとづいた将来の予測はできなくなり、ほとんどの実践が立ちゆかなくなるだろう。この意味で仮定的条件文はわれわれにとって欠くべからざるものなのである。仮定的条件文で表現されているのは、概念同士の直接的な関係性すなわち実質的推論関係なのであるから、われわれにとって実質的推論が必要不可欠であるということである (IM 13, 15)。

(3) 記述的語彙の意味は意味論的規則のみでは与えられない : 「赤い」のような記述的語

彙の意味はどのように獲得されるのか。通常「赤い」という言葉は赤い対象に反応できるようになることで習得するものと考えられるから、「赤い」という言葉の意味はその対象との関係性から構成されるように思われる。しかし単純にそうとはいえない。

もし「赤い」という語の意味が対象との関係から構成されているとすれば、「赤い対象には『赤』という語で反応しなければならない」といった語と対象とを結びつける意味論的規則によって意味が規定されているはずである。その意味論的規則に従うということが「赤い」という語の意味を理解しているということになるのなら、ある語の意味を理解するためには、その意味論的規則が適用できる状況を認識できなければならないだろう。しかしその規則を適用できる状況を認識できるのならば、その人はすでに赤いという概念を理解しているということになる（意味論的規則にはすでに「赤」という概念が含まれていた）。別の言い方をすれば、適用できる条件を認識して意味論的規則に従うためには、すでに赤いという概念を習得している必要があるということである (IM 23-25)。

セラーズはこの三つの主張から「実質的推論規則が語の意味を決定する」という結論を導くのである (IM 25)。しかし本当に導かれるのだろうか。

(1) ~ (3) の主張は正しいものと仮定し、実質的推論は形式的推論に還元されえず、われわれにとって不可欠であり、記述的語彙の意味を意味論的規則で規定することはできないことをいったん認めよう。まず最後の主張から言葉の意味は意味論的規則以外の何ものかによって規定される必要があるということが認められよう。しかしここから「それならば実質的推論規則によってだ」と推論するためには、「言葉の意味を規定するものは意味論的規則か実質的推論規則のいずれかしかない」という前提が必要となる。だがこうした点についてセラーズは何も語っていない。

セラーズは (1) や (2) の議論から概念内容と実質的推論との密接な関係性が明らかになったので、「記述的語彙の概念内容が実質的推論の適切性を決定するのみならず、逆に実質的推論によって概念内容が決定されるのではないか」と考えたのであろうか。だが「逆に」で表される大きな飛躍はセラーズが提示している議論だけで越えられるものではない。

さらにいえば「意味論的規則が語の意味の規定においてまったく必要がない」ということも示されていないので、たとえ意味の規定のために実質的推論が不可欠であるとしても、そのことから強い推論主義が導かれるわけではない。たとえば「赤い」という概念が含まれた実質的推論関係（「赤は青ではない」「このリンゴは赤い、よって、このリンゴは食べ頃である」など）を完全に理解しているが、実際に赤い対象を見ても「赤い」と反応することができない者が「赤い」という概念を十分に理解しているといえるだろうか。むしろ

「いえる」と言い張ることもできよう。しかし少なくともここで認められるのは、言葉の意味が成り立つためには実質的推論規則の他に意味論的規則も同様に必要となるという可能性を否定しない限りはセラーズは強い推論主義を導くことはできないということである。そしてその可能性を否定している議論はなかった。

以上、『明示化』と『理由の分節化』のブランダムの公式見解をみてきたが、どうにも推論主義に対する明確な理由づけをみつけることはできなかった。「偉人」たちの推論主義的主張を列挙するだけでは、読者に推論主義への免疫をつけさせるという効果こそあれ、積極的に採用しようという気にさせるには弱いし、ブランダムがもっとも依拠しているセラーズの議論から取り出せるのは、せいぜい弱い推論主義の擁護なのである⁽⁶⁾。

なぜブランダムは推論主義を提唱しているのかという基本的なところはわからないままなので、次からはわれわれの手でその理由を明らかにしたい。検討したいのはブランダムが他に採用している諸立場から推論主義が必然的に導かれるのではないかという可能性である。

3. 反表象主義

まず「反表象主義 (anti-representationalism)」という立場を検討しよう。ブランダムは推論主義を表象主義と対立する立場として捉えているので、表象主義が維持できない立場だということから推論主義をとるべきだと考えるにいたったと推測できるからである。ブランダムが表象主義を批判するのは、(彼の師である) ローティが精力的に展開した反表象主義の議論にもとづくものなので、ローティの議論を振り返ってみよう。

『哲学と自然の鏡 (*Philosophy and the Mirror of Nature*)』においてローティは、デカルトに始まる近世哲学を「自然を映し出す鏡」としての人間の心というメタファーに支配された思想運動として描き出す。近世哲学において認識の正しさとは心の内の観念が世界をどれほど正確に表象しているかという観点から理解される。結果、「観念が世界を正確に表象していることを観念のヴェールに包まれているわれわれがいかんして知ることができるのか」といった外界懐疑論が発生するとともに、世界のありかたを不可謬的に映し出す特権的な観念を探し出し、それによってあらゆる信念を正当化することで懐疑論に対抗しようとするとする基礎づけ主義運動も盛んとなる。

19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけての分析哲学における「言語論的転回」によって、哲学的分析の対象は「観念」から「言語」に移ったのではあるが、論理実証主義者のように言明の有意味性の基準を検証条件で与えようとするなら、言明を世界の表象として捉えているという意味で表象関係を中心とする近世哲学と同じ枠組みを共有している。

ローティは近世哲学や初期の分析哲学に共通している表象主義的枠組みは捨て去るべきだと主張するのだが、そのわけは表象主義を採用すると（いずれも問題のある）懐疑論が基礎づけ主義かというディレンマに陥るからである。

基礎づけ主義者は懐疑論に応えるためにすべての信念を正当化し知識体系が確固たるものであることを示そうとする。ある信念を正当化するには、他の信念によって正当化する方法と、その信念が表している対象との何らかの関係によって正当化する方法がある。前者の方法では正当化の作業は最終的には無限後退か循環に至るので、基礎づけ主義者は「世界のありかたを正確に表象している」あるいは「表象内容そのものによって真である」という意味で特権的な表象によって正当化の連鎖を終結させようとする。ところがそうした試みはそもそも不可能なのだとローティは言うのである。ここでクワインとセラーズの議論がもちだされる。

クワインの「経験主義の二つのドグマ (Two Dogmas of Empiricism)」によれば、「意味によって真」という分析命題とそれ以外の総合命題は明確に区別できない。「意味によって真」という意味での特権的な表象の存在は否定される。還元主義のドグマも批判されるので、たとえ観察言明であっても、それが単独で世界に照らし合わされて真偽が判定されることができなくなる。ある言明が真であることは、世界との表象関係によって検証される事柄ではなく、その言明を含むネットワーク全体を考慮してはじめて理解可能な事柄なのである。クワインに従えば、分析的言明という特権的表象が否定されるとともに、ある経験的言明が世界を正しく捉えているという意味で特権的かどうかを言明同士のネットワークから取り出して単独で考察しても意味がないことになる。

さらにセラーズが『経験論と心の哲学』で展開した「所与の神話」批判によって、経験的言明に関して一般に考えられているような検証方法がそもそも可能なのかという問いが提起される。世界のありかたに照らして真であることを検証できるような文の典型は「これは赤い」のような観察報告だろう。はたして経験主義者は、観察報告は感覚経験に与えられる（印象やセンスデータなどと呼ばれる）内容によって真であることが直接的に検証されているため正当化されていると考えてきた (cf. Schlick, 1934)。だがこれこそ「所与の神話」なのである。

「所与の神話」に陥っている基礎づけ主義者は逃れがたいディレンマに悩まされる (Sellars, 1997; Devries & Triplett, 2000, xxxi-ii)。基礎づけ主義者によれば、「これは赤い」のような観察報告の認識的権威は、経験に与えられた対象を意識することにもとづいている。つまり観察報告は「所与 (the given)」に関する意識によって正当化（検証）されている。そうした意識は概念的（言語的）であるか非概念的（非言語的）であるかのいずれかであ

る。もしこの意識が概念的なものだとすれば、この意識はまさしく概念的な観察報告内容として理解されることになるから、それ自身の認識的権威が問題になる。この概念的な意識を正当化するために他の意識に訴えようにも、その意識が概念的なものである限りは同じようにその認識的権威が問題になるので無限後退に陥る。よってこの意識は非概念的なものでなければならない。ところで正当化とは推論の一種であるが、推論の前提となって他の信念を正当化することができるのは概念的なものだけである。「これは赤い」といった信念内容や言明内容が推論の前提となりうるのであるから、所与に関する意識が非概念的なものだとすれば、そもそも他の信念を正当化することはできない。かくして、所与に関する意識が概念的なものであれ非概念的なものであれ、いずれにせよ観察報告は正当化されえないということになる。知覚経験内容ないしそれを意識することによって経験的信念の正当化を終結させようという方法には深刻な問題が含まれているのである。

クワインとセラーズの議論を援用して、特権的表象なるものを確保することによって認識を基礎づけようとするのは実現不可能な試みだったのだとローティは喝破する。われわれの認識の正しさを観念や言明が世界を正しく表象しているか否かによって判定することはそもそも不可能なのである。「観念や言語が世界を表象する」という発想こそがこのような試みに誘うのであるから、われわれは表象関係に注目しそれを出発点に哲学的理論を構築していこうとする表象主義的発想を捨て去らなければならない。

以上がローティの反表象主義の大枠であるが、われわれにとって問題となるのは、反表象主義と推論主義の関係である。ローティ（クワインとセラーズ）の議論からの意味論的帰結は、言明と世界との表象関係を表す（対応説的）真理や指示概念によって意味を規定するような方法はとれないということであるが⁽⁷⁾、しかしだからといってただちに「よって推論関係によって意味を規定すべき」とはならない。意味を規定するためには推論以外にも表象主義的ではない方法はあるからである⁽⁸⁾。

たしかにローティの反表象主義は推論主義を動機づけるひとつの要因にはなりうるが、推論主義をとるべき十分な理由とはならない。推論主義を擁護するためには、もっと積極的な理由が必要なのである。

4. 合理主義（規範的語用論）

反表象主義という否定的な議論から推論主義という積極的な立場の提唱にいたるまでには他にも前提が必要なのがあった。ブランドムがなぜ新たな言語哲学を構築しようとしているのかを考察することでその前提を引きだしてみたい。

ブランドムが言語哲学をみずからの哲学の中心に据えるのは、人間の言語実践を理解す

ることによって、合理的存在としてのわれわれの自己理解を深めるためである。彼は人間と他の動物との連続性というよりもむしろ差異に注目し、そうした差異を成り立たせるものとして「理由の空間」の内に住む規範的な存在か否かという点に注目する。合理的存在としてのわれわれは「理由の空間」に住んでおり、「理由を与え求めるゲーム (the game of giving and asking for reasons)」、規範的な議論実践 (discursive practice) を営んでいる (AR 邦訳 31 頁)。

セラーズの発言のうちもっとも有名なもののひとつは次であろう。

本質的な点は、ある出来事ないし状態を知ることという出来事ないし状態として性格づける際に、われわれはその出来事ないし状態に関する経験的な記述を与えているのではない、ということである。われわれはその出来事を理由からなる論理空間のうちに、述べたことを正当化したり正当化したりすることができることからなる論理空間のうちに置いているのである。(Sellars, 1997, 邦訳 85 頁)

ローティはここから近代的な基礎づけ主義の不可能性を引き出したのであるが、ブランドムはさらにわれわれの言語実践に内在する規範性に注目することの重要性を読み取ったのであった。言語実践に内在する規範性の強調こそブランドムがセラーズから引き継いだもっとも本質的な点である。われわれの言語実践とは他ならぬ「理由の空間」つまり「理由を与え求めるゲーム」における主張の規範的なやりとりであるから、言語実践を理解するためには、その規範的側面を研究しなければならない。

こうした動機のもとに展開されるのがブランドムの言語哲学の二本柱のひとつ「規範的語用論 (normative pragmatics)」である (もう一本の柱は「推論的意味論 (inferential semantics)」である)。規範的語用論によれば、議論実践はコミットメント (commitment) と資格 (entitlement) という二つの規範的地位、そして、引き受け (undertake) と帰属 (attribute) という二つの規範的態度によって分析される (MIE chap. 3)。

たとえば雪子が「悦子は風邪をひいている」(P)と言ったとき、雪子はPに対してコミットメントを引き受け、それを聞いていた幸子は雪子にPに対するコミットメントを帰属させる。「悦子の体温を測ったら 38℃だった」(Q)という報告を聞けば、幸子は雪子にPにコミットする資格も帰属させる。同時にPから導かれる「悦子は今日学校を休む」(R)に対するコミットメントおよびコミットする資格を雪子に帰属させる。しかしPと両立しない「悦子はとても元気」(S)にコミットする資格は雪子に認められない。

Pに対してコミットメントを引き受けるとは、Pの内容を正しいとみなし、その内容に

対して責任を負うということである。Pに疑いが投げかけられたときには正当化する義務を負うということでもある。

この会話（議論実践）において雪子と幸子は、相手がどんな主張をし、その主張によってどんなコミットメントを引き受けるのか、そうコミットする資格があるのかといったように相手の規範的態度や地位を互いにチェックしている。いま自分たちが置かれた状況ではこう主張しなければならない（してよい）、そう主張した以上はこう主張しなければならない（してよい）と互いに言明の適切性を判定している（判定の主体は中立的な審判ではなく、会話に参加している本人自身である）。

規範的語用論の結果得られるのが「実質的推論」の概念である。コミットメントと資格という規範的語用論の道具立てによって、コミットメント保存的推論、資格保存的推論、非両立推論という三つの実質的推論関係が得られる（MIE 168-9）。

コミットメント保存的推論とは、ある主張にコミットする帰結として他の主張にコミットするような推論であり、たとえば「AはBの西にある、よって、BはAの東にある」や「この斑点は緑だ、よって、これは赤ではない」というものである。演繹のように論理的に妥当な推論はコミットメント保存的推論の一種である。適切な実質的推論関係を形式的に妥当な推論に還元することはできないことは先にみたとおりであるが、主張間にコミットメント保存的な関係があるという原初的で暗黙的な判断を明示化したものが論理的に妥当な推論として表現され、そのために論理的語彙が必要とされるのだというのがブランドムの論理的表現主義（logical expressivism）である（MIE xviii-xix, 107ff.; AR 邦訳 26-31 頁, 78-83 頁）。

資格保存的推論は、ある主張に対して資格があることの帰結として他の主張に対しても資格が認められるような推論のことであり、たとえば「これはちゃんと作られた乾いたマッチである、よって、こすれば火が付くだろう」といったものである。この推論において前提にコミットしたとしても帰結にコミットすることを強制はされない。帰結を導かない他の前提「温度が低ければ摩擦によって火が付かない」にコミットする資格は認められているからである。帰納推論は資格保存的推論の一種である。

非両立推論とは、一方の主張に対してコミットすることが他方の主張への資格を剥奪するような推論である。「このコインは銅からできている」にコミットすれば当然「このコインは銀からできている」にコミットする資格は剥奪される。

規範的な相互評価の蓄積によってそれぞれの文脈で人々が適切（不適切）とみなす推論関係が固定化されていくのだが、重要なのはこの推論関係は個々具体的な状況において形成されるものであって、あらかじめ定式化されているような（演繹や帰納といった）論理

的な推論関係に照らしてその適切性が判定されるのではないということである。実質的推論関係は究極的には具体的な実践において人々がどのような推論の移行を適切・不適切とみなすのかという態度によって規定されるのである。

5. 言語的プラグマティズム

合理的存在としての人間の言語実践を分析するために規範的語用論が採用されることは理解できた。ではこの「語用論」における立場と推論主義という「意味論」における立場はいかにして連結するのだろうか。

「意味論は語用論に答えなければならない(semantic must answer to pragmatics)」(MIE 83)というブランダム⁹⁾の発言がある。言語哲学における実践優位を意味するこの主張を「言語的プラグマティズム」と呼ぼう⁹⁾。この発言は弱い意味と強い意味の両方の仕方で理解できる (cf. MacFarlane, 2010, pp. 88-9)。弱い意味で解釈すると「意味論は語用論と独立した形で構築することはできない」という主張になるが、強い意味で解釈すれば「意味論を構築するにあたって必要になる基本的な概念は語用論によって得られる概念によって規定される」という主張となる。

そしていまや強い意味で言語的プラグマティズムを理解するならば、推論主義を導くことができる。ブランダムにとって語用論とは規範的語用論であり、規範的語用論によって得られるのが適切な実質的推論であった。強い言語的プラグマティズムによれば、真理や指示といった意味論的に基本的（とされるような）概念は適切な実質的推論にもとづいて規定（定義）されるべきであるから、意味論の構築にあたって推論がもっともはじめに位置しなければならない（＝強い推論主義）というわけである（もし言語的プラグマティズムを弱い意味で解釈するなら、たんに適切な実質的推論を取り入れる形で意味論を構築する必要があるとだけなので、表象主義的な意味理論を排除しない）。

6. 諸前提の検討

こうしてわれわれは推論主義にいたった。これまでに検討した立場は次の三つである。

- (1) 反表象主義
- (2) 合理主義
- (3) 強い言語的プラグマティズム

推論主義は合理主義（とそこから導かれる規範的語用論）と強い言語的プラグマティズム

を組み合わせると導出される（反表象主義は直接的には必要とされない）。「なぜ推論主義をとるべきなのか」という問いは「なぜ合理主義と強い言語的プラグマティズムをとるべきなのか」という問いに還元されるので、われわれの問題意識はそれぞれを採用する理由に移る。

繰り返しになるが、合理主義の根拠はわれわれの言語実践には本質的に規範的な要素が含まれており、それを十分に捉えるような言語理論が必要だからというものであった。規範的語用論を展開することは、たんにわれわれの言語のありかたを明らかにするのみならず、規範的な存在として他の動物たちと区別される合理的存在者としてのわれわれの自己理解につながるのである。

次に強い言語的プラグマティズムについて。なぜ語用論的に規定された概念を意味論構築の出発点にしなければならないのか。まず反表象主義がひとつの理由になることはわかる。強い言語的プラグマティズムを採用し、語用論的に規定された実質的推論の概念を出発点とする意味論は、(対応説的) 真理や指示といった表象的概念をプリミティブとする表象主義的な意味論ではなくなるからである。しかしながら表象的概念を出発点にしない意味論構築の方法は他にも考えられるので、反表象主義が即強い言語的プラグマティズムを導くわけではない。ここで反表象主義に合理主義を加えると強いプラグマティズムが要請されそうだが（反表象主義と合理主義は強いプラグマティズムをとることでスムーズに整合するから）、厳密に言えば表象的概念と推論的概念がともにプリミティブであるような反表象主義的な意味論がありうるのではやはり認められない。中途半端ではあるが、だからこそもっともらしい表象・推論主義とも呼べるような立場がなぜ考慮されないのか⁽¹⁰⁾。

ブランドムも表象主義か推論主義かといった極端な立場の二者択一がありうる可能性のすべてとは考えていない (MIE 669 n. 90; Brandom, 1997, p. 189)。そればかりか表象的概念と推論的概念の両方を出発点にする方が安全だとか (Brandom, 1997, *ibid*)、両者の概念は一方が他方に還元されるのではなく、他方との関係性において初めて理解できるものなのだという考え方にも完全に同意できるとまで言っている (Brandom, 2008, p. 215)。

しかしそれでもなお彼が推論主義というリスクな道に進むのは、われわれはすでに表象主義的な伝統（フレーゲの『算術の基本法則』、ラッセルとホワイトヘッドの『プリンキピア・マテマティカ』、前期ウィトゲンシュタインの『論理哲学論考』、論理実証主義、タルスキのモデル理論、フォーダーなどの最近の自然主義的な意味理論など）から多くのことを学んできたので、今度は推論主義を採用してみたらどんな意味論的な解明が与えられるかを知りたいからということであるらしい (*ibid.* pp. 215-6)。

また言語表現の使用のされかたを考察することを通して言語表現が事態や対象や性質な

どを表象していることを理解するという後期ウィトゲンシュタイン的プラグマティズムを実践したいからでもあるという。後期ウィトゲンシュタインは言語表現は表象的役割に尽きるわけではなく使用への着目が重要だということを繰り返し強調するのであるが、では使用に着目する理論によって具体的にどうやって言語の表象的側面を説明するかという点については口を閉ざしているため、自分がそれを展開しようというわけである (Brandt, 1997, p. 189)。

してみると、強い言語的プラグマティズムがとられるのは、明確な理由にもとづくものではなく、純粋な理論的興味・野心によるものだということがわかる。したがって「こうした興味・関心を共有する者なら、強い言語的プラグマティズムをとるべきだ」とは言えるだろう。

結論

本稿では強い推論主義をとるべき理由・動機を検討してきたが、最終的に「強い言語的プラグマティズム (=反表象主義+理論的興味・野心) +合理主義=推論主義」という構造があることが明らかとなった。(反表象主義や合理主義にはそれなりの説得力があることから)「推論主義をとるべき」という主張の鍵を握っているのは、煎じ詰めれば、強い言語的プラグマティズムの是非すなわち理論的な興味・野心の是非である。この興味・野心を(この興味・野心を共有しない者に対しても)正当化するためには、まずはこの興味・野心を共有する者が推論主義プロジェクトを進めてみて、望んでいたことが実現されることを示す必要がある。具体的には次の二つが示されなければならない。

- (1) 表象的概念は、適切な実質的推論という概念のみから導くことができる
- (2) 規範的語用論は、表象的概念を前提とすることなしに展開できる

前者はブランドムが自覚的に述べている課題であり、これこそ推論主義のもっとも困難かつやりがいのある課題だといえよう。推論関係といういわば水平的な関係から表象関係という垂直的な関係がいかにして導かれるのか。特に検討を必要とする箇所は主張の客観的正しさ——世界のありかたに応答しているという意味での正しさ——を推論主義的に導出しようとする『明示化』の8章である。

後者についてはブランドムが明示的に述べていることではないが、こちらの課題も重要である。と同時に困難に思える。実質的な推論の適切性を判定するためにはどこかで(対応説的な)真理や指示といった表象的な枠組みが必要になるように思えるからである。規

範的語用論の道具立ては、コミットメントと資格という二つの規範的地位、引き受けと帰属という二つの規範的態度であった。このわずかな道具立てから本当にあらゆる実質的推論を導出することができるだろうか。たとえば「このコインは銅からできている、よって、このコインは電気を通す」という実質的推論の適切性を確立するためには、実験や観察が不可欠であるが、それらの手続きは真理や指示という概念に訴えることなしに十分に説明できるのだろうか。それゆえ特に検討を要する箇所は観察報告について論じられた『明示化』4章の前半部であろう。

註

- (1) Weiss & Wanderer (2010). p. 6; Kremer (2010). p. 232
- (2) 主要文献を参照する際は、文献表に記載した略号とページ番号を記す。
- (3) この説明は矛盾的で理解しづらいが、たとえば、目の前のリンゴを見る（知覚）→「これはリンゴだ」→「これを食べよう」→手を伸ばす（実践）、という一連の流れにおいて（通常は推論関係とみなされていない）最初と最後の「→」も推論関係とみなすということである。これに対して、非推論的な関係を推論的な関係とみなすことが可能なのか、非推論的状况や帰結を含むならそもそも「推論主義」という名称は不適切ではないか、などの疑問がでてくる。これはブランドムの推論主義の本質に関わる疑問だが、本稿が問題にしているのは、（超推論主義ではなく）弱い推論主義と対比された意味での強い推論主義の理由・動機なので今回は追求しない。
- (4) もし「本質（essence）」を必要条件として捉えれば、「実質的規則が意味にとって本質的」という主張は弱い推論主義の表明に留まるが、本稿では本質を必要十分条件として捉え、セラーズは強い推論主義を主張しているものと解釈する。
- (5) IM 3-15。以上の説明は Maher (2012, pp. 65-66) の解説を踏まえている。
- (6) このことはなんとブランドム自身も認めていることである。「古典的な推論主義の論文『推論と意味』においてセラーズは弱い推論主義を支持する議論を提示したが、そこでは強い推論主義の結論を提示していた」(AR 邦訳 299 頁)。
- (7) 意味論上の反表象主義は、意味論的な議論によって展開されるのではなく、認識論的な議論からの帰結だということは、言語哲学と認識論の関係を考える上で興味深いことである (cf. Brandom, 2013, p. 93)。
- (8) たとえば行為の成功によって意味を規定しようとする成功意味論 (success semantics) がある (White, 1990; 1991; 1992; 1997; Dokic & Engel, 2003)。
- (9) これは後期ウィトゲンシュタインのいわゆる「意味の使用説」の発想を言い換えたものにほかならない。「このプロジェクト [=推論主義] を方向づけるもっとも重要な方法論的コミットメントのひとつは、言語表現の意味をその使用によって説明しようとするものである。つまりウィトゲンシュタインのプラグマティズムのひとつの側面を是認することである」(MIE xii)。
- (10) cf. McDowell (1997); Kremer (2010) など。

文献

【略号】

- MIE Brandom, R. (1994). *Making It Explicit*, Cambridge: Harvard University Press.
- AR ——— (2000). *Articulating Reasons*, Cambridge: Harvard University Press. (2016, 斉藤浩文訳, 『推論主義序説』, 春秋社.)
- IM Sellars, W. (1953). 'Inference and Meaning' in Sellars (2007).

- Brandom, R. (1997). 'Replies', *Philosophy and Phenomenological Research* 57 (1): 189–204.
- (2008). 'Responses' in Stekeler-Weithofer, P. (2008) (ed.). *The Pragmatics of Making it Explicit*, Amsterdam: John Benjamins Publishing.
- (2013). 'Global anti-representationalism?' in Price, H. (2013). *Expressivism, Pragmatism and Representationalism*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Devries, W. & Triplett, T. (2000). *Knowledge, Mind, and the Given*, Indianapolis: Hackett Publishing.
- Dokic, J. & Engel, P. (2003). *Frank Ramsey: Truth and Success*, London: Routledge.
- Dummett, M. (1973). *Frege*, Cambridge: Harvard University Press.
- Frege, G. (1879). *Begriffsschrift: Eine der arithmetischen nachgebildete Formelsprache des reinen Denkens*, Halle/Saale: Verlag L. Nebert. (藤村龍雄訳, 『概念記法』, 『フレーゲ著作集 1』所収, 勁草書房, 1999年).
- 伊藤邦武 (2016). 『プラグマティズム入門』, 筑摩書房.
- Kremer, M. (2010). 'Representation or Inference' in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- MacFarlane, J. (2010). 'Pragmatism and Inferentialism' in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- McDowell, J. (1997). 'Brandom on Representation and Inference', *Philosophy and Phenomenological Research*, 57 (1):157 - 162
- Maher, C. (2012). *The Pittsburgh School of Philosophy*, London: Routledge.
- Peregrin, J. (2014). *Inferentialism*, London: Palgrave Macmillan.
- Quine, Q.V.O. (1951). 'Two Dogmas of Empiricism', *Philosophical Review*, 60 (1951): 20–43; reprinted in Quine, Q.V.O. (1980). *From a Logical Point of View*, Cambridge: Harvard University Press (1992, 飯田隆訳, 『論理的観点から』, 勁草書房.)
- Rorty, R. (1979). *Philosophy and The Mirror of Nature*, Princeton: Princeton University Press. (1993, 伊藤春樹他訳, 『哲学と自然の鏡』, 産業図書.)
- Schlick, M. (1934). 'The Foundation of Knowledge' in Ayer, A. J. (1959). *Logical Positivism*, New York: Free Press. ('Über das Fundament der Erkenntnis'. *Erkenntnis* 4: 79–99. 1934.)
- Sellars, W. (1997). *Empiricism and the Philosophy of Mind*, Cambridge: Harvard University Press. (2006, 浜野研三訳, 『経験論と心の哲学』, 岩波書店.)
- (2007). *In the Space of Reasons*, Cambridge: Harvard University Press.
- Wanderer, J. (2008). *Robert Brandom*, Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Weiss, B. & Wanderer, J. (2010) (Eds.). *Reading Brandom*, London: Routledge.
- Weiss, B. & Wanderer, J. (2010). 'Introduction' in Weiss & Wanderer (2010) (Eds.).
- Whyte, J. T. (1990). 'Success Semantics', *Analysis* 50 (3):149 - 157.
- (1991). 'The Normal Rewards of Success', *Analysis* 51 (2):65 - 73.
- (1992). 'Weak-Kneed Desires', *Analysis* 52 (2):107-111.
- (1997). 'Success Again: Replies to Brandom and Godfrey-Smith', *Analysis* 57 (1):84–88.